



目 次

規 則	ペー ジ
◎高知県特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県文化基金管理規則の一部を改正する規則	2
◎高知県旅券法施行細則の一部を改正する規則	2
告 示	
○告示（令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の定め（するめいか及びくろまぐろ）の一部改正（漁業管理課）〈2・28掲示〉	3
○特定水産資源の採捕の停止の命令（ " ）〈 " 〉	3
○大規模小売店舗の変更の届出に関する意見の概要（2件）（経営支援課）	3
○保安林の解除予定の通知（治山林道課）	3
○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の掲示（治山林道課）	3
○道路の区域変更（2件）（道 路 課）	6
○道路の供用開始（2件）（ " ）	7
○道路の占用を制限する区域の指定（ " ）	7
○道路の占用を制限する区域の指定の解除（ " ）	11
公 告	
○農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請（農業担い手支援課）	12
高知県公安委員会告示	
○警備員指導教育責任者講習の実施	12
○警備員等に係る検定の実施	13
入札公告	
○一般競争入札（高知県警察本部交通管制システム上位装置の借入れ）の公告（警察本部装備施設課）	14

規 則

高知県特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例

施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月10日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第10号

高知県特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例施行規則（平成15年高知県規則第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「自動車検査証の写し」を「規定により交付された自動車検査証に記録されている同法第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項の全てを出力した書面（令和5年1月1日前に交付された自動車検査証にあつては、当該自動車検査証の写し）」に改める。

第4条中「次に掲げる要綱」を「地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日付け老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）」に改め、同条各号を削る。

別記第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第3条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者	主たる事務所の所在地	郵便番号 ー 電話番号 ( )
	(フリガナ) 名称	( )
	(フリガナ) 代表者の職・氏名	( )

自動車税環境性能割種別割課税免除申請書

高知県特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例（以下「条例」という。）第4条第1項・第5条第1項の規定による自動車税の環境性能割・種別割の課税免除を受けたいので、同条第2項の規定により次のとおり申請します。

申請に係る自動車	登録番号	高知（高）
	取得年月日	年 月 日
	前所有者の住所（所在地）及び氏名（名称）	
	主たる定置場	
使用目的		
添付書類	<input type="checkbox"/> 自動車の無償譲渡を証する書類（自動車税の環境性能割の場合） <input type="checkbox"/> 条例第5条第1項各号のいずれかに該当する事業を行う法人であることを証する書類（自動車税の種別割の場合） <input type="checkbox"/> 自動車を条例第5条第1項各号のいずれかに該当する事業の用に供している運行実績を確認することができる書類（自動車税の種別割の場合） <input type="checkbox"/> 法人の設立認証書の写し <input type="checkbox"/> 法人の定款の写し <input type="checkbox"/> 自動車検査証に記録されている自動車検査証記録事項の全てを出力した書面（令和5年1月1日前に交付された自動車検査証の場合は、自動車検査証の写し） <input type="checkbox"/> その他（ ）	
備考		

注 自動車税の環境性能割の課税免除を申請する場合は、当該申請に係る自動車の使用目的について、条例第4条第1項の規定に該当する用途であることを具体的に示す書類を添えてください。

附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。（経過措置）

- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の高知県特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例施行規則別記第3号様式により提出されている書類は、この規則による改正後の高知県特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例施行規則改正後の規則別記第3号様式により提出されたものとみなす。



高知県文化基金管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月10日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第11号

高知県文化基金管理規則の一部を改正する規則

高知県文化基金管理規則（昭和53年高知県規則第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「必要な」を「高知県文化基金（以下「基金」という。）の管理及び運用に関し必要な」に改める。

第2条中「高知県文化基金」を「基金」に、「必要と」を「必要があると」に改め、同条第1号中「第27条」を「第27条第1項」に、「第56条の10」を「第78条第1項」に、「又は」を「若しくは」に、「第69条」を「第109条第1項」に、「及び」を「又は」に改める。

本則に次の1条を加える。

（基金の補助機関）

第3条 高知県財産規則（昭和39年高知県規則第19号）第167条第1項の規定による基金の設置、管理及び処分の補助機関は、高知県文化生活スポーツ部長とする。ただし、基金に属する文化財のうち高知県立牧野植物園に収蔵されるものについては、基金の管理の補助機関を高知県林業振興・環境部長とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



高知県旅券法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月10日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第12号

高知県旅券法施行細則の一部を改正する規則

高知県旅券法施行細則（平成26年高知県規則第79号）の一部を

次のように改正する。

第1条中「旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号）」を「旅券法施行規則（令和4年外務省令第10号）」に改める。

第2条第1号中「（旅券の査証欄の増補を含む。次号において同じ。）」を削る。

附 則

この規則は、令和5年3月27日から施行する。

告 示

高知県告示第97号の2

令和4年3月高知県告示第425号（令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の定め（するめいか及びくろまぐろ））の一部を次のように改正する。

令和5年2月28日（揭示済）

高知県知事 濱田 省司

3中「18.6トン」を「20.4トン」に改め、3の(11)中「1.022トン」を「3.616トン」に改め、3の(12)中「0.8トン」を「0トン」に改める。

高知県告示第97号の3

くろまぐろ（30キログラム以上の大型魚に限る。以下同じ。）の採捕の数量が、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により定めた知事管理漁獲可能量の期間別（令和5年3月）の数量を超えるおそれが著しく大きいと、同法第33条第2項第1号の規定に基づき、令和5年3月1日から同月31日までの間、くろまぐろの採捕の停止を命ずる。

令和5年2月28日（揭示済）

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第114号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月10日

高知県知事 濱田 省司

1 法第8条第1項の規定により高知市から聴取した意見（以下「意見」という。）の対象となった届出に係る告示

令和4年10月高知県告示第810号

2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーブデンキ高知駅前店  
高知市北本町二丁目1901番

3 意見の概要

特に意見はありません。

高知県告示第115号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」とい

う。）第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月10日

高知県知事 濱田 省司

1 法第8条第1項の規定により高知市から聴取した意見（以下「意見」という。）の対象となった届出に係る告示

令和4年11月高知県告示第860号

2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

サニーマート高須店・高知ファミリープラザ  
高知市葛島一丁目10-71ほか

3 意見の概要

交通事故防止に万全を期すること。特に歩行者の安全には十分に注意すること。

当該事業所内に騒音規制法、振動規制法、高知県公害防止条例及び高知市公害防止条例に定められた施設等を有する場合、届出の必要があるため、届出対象かどうか確認すること。

また、株式会社サニーマートにおいては、他の店舗の高知市公害防止条例についての代表者氏名及び住所の変更に伴う氏名等変更届出書の提出が必要となること。

建築基準法及び建築基準法関係規定を遵守すること。増築等により建築確認が必要となること。

高知市景観計画に基づく届出が必要となる場合があるので都市計画課と協議すること。また、屋外広告物の設置については、高知市屋外広告物条例を遵守するとともに、周辺環境に調和した景観となるよう配慮すること。

高知県告示第116号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年3月10日

高知県知事 濱田 省司

1 解除予定に係る保安林の所在場所  
安芸市穴内字道南乙2336の3（国有林）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

高知県告示第117号

令和5年1月農林水産省告示第125号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるため、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を四万十市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和5年3月10日

高知県知事 濱田 省司

1 所在不明の森林所有者

(1)ア 登記簿記載の住所  
幡多郡西土佐村口屋内152番地イ

イ 氏名

竹内 国芳

(2)ア 登記簿記載の住所

幡多郡西土佐村大宮524番地

イ 氏名

岡崎 裕子

(3)ア 登記簿記載の住所

幡多郡西土佐村口屋内629番地

イ 氏名

渡辺 栄一

(4)ア 登記簿記載の住所

幡多郡西土佐村藤ノ川550番地

イ 氏名

稲田 茂喜

(5)ア 登記簿記載の住所

大分市中春日町9番8号

イ 氏名

森山 宏造

(6)ア 登記簿記載の住所

幡多郡西土佐村口屋内116番地

イ 氏名

野村 広

(7)ア 登記簿記載の住所

高知市神田412番地2

イ 氏名

竹内 康夫

(8)ア 登記簿記載の住所

幡多郡西土佐村口屋内289番地1

イ 氏名

竹内 三奈尾

(9)ア 登記簿記載の住所

千葉県習志野市新栄一丁目12番2-203号

イ 氏名

竹内 仁

(10)ア 登記簿記載の住所

高知市福井町502番地17

イ 氏名

竹内 康夫

(11)ア 登記簿記載の住所

幡多郡西土佐村口屋内122番2号地

イ 氏名

(12)ア 登記簿記載の住所 中村市奥鴨川2340番地 イ 氏名 朝比奈 明	(23)ア 登記簿記載の住所 幡多郡西土佐村奥屋内155番地 イ 氏名 酒井 初恵	幡多郡津大村岩間337番地 イ 氏名 宮地 治三郎
(13)ア 登記簿記載の住所 宿毛市幸町7番12-13号 イ 氏名 山下 研児	(24)ア 登記簿記載の住所 幡多郡西土佐村奥屋内284番地 イ 氏名 篠田 利重	(35)ア 登記簿記載の住所 幡多郡津大村岩間337番地 イ 氏名 宮地 徳治
(14)ア 登記簿記載の住所 幡多郡津大村口屋内48番屋敷 イ 氏名 和田 助太郎	(25)ア 登記簿記載の住所 中村市一条通一丁目19番地 イ 氏名 室津 茂	(36)ア 登記簿記載の住所 幡多郡西土佐村藤ノ川762番地 イ 氏名 稲田 春
(15)ア 登記簿記載の住所 四万十市西土佐口屋内289番地1 イ 氏名 竹内 仁	(26)ア 登記簿記載の住所 四万十市中村大橋通六丁目6番25号 イ 氏名 小椋 治稔	(37)ア 登記簿記載の住所 幡多郡津大村岩間27番屋敷 イ 氏名 森 新十郎
(16)ア 登記簿記載の住所 幡多郡西土佐村口屋内152番地イ イ 氏名 竹内 美佐子	(27)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市清水378番地2 イ 氏名 篠田 英和	(38)ア 登記簿記載の住所 幡多郡津大村岩間26番屋敷 イ 氏名 今城 国
(17)ア 登記簿記載の住所 幡多郡西土佐村中半409番地 イ 氏名 井上 千鶴子	(28)ア 登記簿記載の住所 幡多郡西土佐村大宮539番地 イ 氏名 竹葉 千津子	(39)ア 登記簿記載の住所 幡多郡津大村岩間24番屋敷 イ 氏名 今城 晴恵
(18)ア 登記簿記載の住所 幡多郡西土佐村中半493番地 イ 氏名 宇都宮 竹喜	(29)ア 登記簿記載の住所 幡多郡西土佐村奥屋内1180番地 イ 氏名 山本 安男	(40)ア 登記簿記載の住所 幡多郡津大村岩間25番屋敷 イ 氏名 丹下 鶴吉
(19)ア 登記簿記載の住所 高知市越前町一丁目6番30号 イ 氏名 藤本 明生	(30)ア 登記簿記載の住所 幡多郡津大村奥屋内724番地 イ 氏名 酒井 幸吉	(41)ア 登記簿記載の住所 幡多郡津大村岩間21番屋敷 イ 氏名 宮地 治三郎
(20)ア 登記簿記載の住所 四万十市西土佐口屋内152番地イ イ 氏名 竹内 美佐子	(31)ア 登記簿記載の住所 幡多郡西土佐村半家379番地 イ 氏名 山本 春子	(42)ア 登記簿記載の住所 幡多郡津大村岩間22番屋敷 イ 氏名 武内 治太郎
(21)ア 登記簿記載の住所 愛知県知多市日長字二タ股1番地の15 イ 氏名 稲田 継夫	(32)ア 登記簿記載の住所 幡多郡西土佐村口屋内122番地2 イ 氏名 竹内 熊男	(43)ア 登記簿記載の住所 幡多郡下田村下田4098番地 イ 氏名 森山 豊吉
(22)ア 登記簿記載の住所 中村市京町四丁目15番地 イ 氏名 稲田 継夫	(33)ア 登記簿記載の住所 高知市介良乙1091番地5 イ 氏名 中脇 一	(44)ア 登記簿記載の住所 幡多郡津大村岩間18番屋敷下1番戸 イ 氏名 岩上 孫太郎
	(34)ア 登記簿記載の住所	(45)ア 登記簿記載の住所 幡多郡津大村岩間316番地

イ 氏名 樋口 重蔵 (46)ア 登記簿記載の住所 幡多郡津大村岩間18番地	高田 鹿蔵 (57)ア 登記簿記載の住所 幡多郡津大村岩間 6 番屋敷	(68)ア 登記簿記載の住所 高知市神田843番地 1
イ 氏名 宮地 三徳 (47)ア 登記簿記載の住所 幡多郡津大村岩間305番地	イ 氏名 樋口 芳太 (58)ア 登記簿記載の住所 安芸市本町三丁目10番32号	イ 氏名 渡辺 繁行 (69)ア 登記簿記載の住所 横浜市磯子区洋光台三丁目20番30号
イ 氏名 浜田 嘉男 (48)ア 登記簿記載の住所 幡多郡津大村岩間14番屋敷	イ 氏名 度長 秀記 (59)ア 登記簿記載の住所 東京都西多摩郡瑞穂町大字駒形富士山352番地	イ 氏名 橘 浩志 (70)ア 登記簿記載の住所 幡多郡津大村藪ヶ市155番地
イ 氏名 小川 儀之助 (49)ア 登記簿記載の住所 幡多郡津大村岩間163番地	イ 氏名 高田 哲雄 (60)ア 登記簿記載の住所 幡多郡津大村岩間187番地	イ 氏名 新玉 康意 (71)ア 登記簿記載の住所 千葉県市川市新井二丁目 1 番20号
イ 氏名 木戸 篤太郎 (50)ア 登記簿記載の住所 幡多郡津大村岩間10番屋敷	イ 氏名 伊与田 久嘉 (61)ア 登記簿記載の住所 幡多郡西土佐村岩間83番地	イ 氏名 新玉 幸男 (72)ア 登記簿記載の住所 高岡郡窪川町琴平町 6 番17号
イ 氏名 梨 千太郎 (51)ア 登記簿記載の住所 幡多郡津大村岩間 9 番屋敷	イ 氏名 伊与田 久嘉 (62)ア 登記簿記載の住所 幡多郡西土佐村藤ノ川633番地	イ 氏名 片山 恵正 (73)ア 登記簿記載の住所 幡多郡西土佐村江川崎227番地
イ 氏名 村上 友平 (52)ア 登記簿記載の住所 幡多郡津大村岩間 7 番屋敷	イ 氏名 高田 英一 (63)ア 登記簿記載の住所 京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字脇山 1 番地の337	イ 氏名 渡辺 繁行 (74)ア 登記簿記載の住所 奈良市高畑町184番地高畑合同宿舍1122号
イ 氏名 竹本 音次 (53)ア 登記簿記載の住所 幡多郡津大村岩間 3 番屋敷	イ 氏名 樋口 明一 (64)ア 登記簿記載の住所 幡多郡津大村中半253番地	イ 氏名 岡村 利七 (75)ア 登記簿記載の住所 高知市朝倉丁29番地 1
イ 氏名 今城 亀吉 (54)ア 登記簿記載の住所 幡多郡津大村岩間63番地	イ 氏名 小出 守 (65)ア 登記簿記載の住所 土佐市蓮池2331番地 6	イ 氏名 依光 禄郎 (76)ア 登記簿記載の住所 幡多郡津大村津野川257番地
イ 氏名 伊与田 忠吉 (55)ア 登記簿記載の住所 幡多郡津大村岩間 5 番屋敷	イ 氏名 依光 俊一 (66)ア 登記簿記載の住所 中村市古尾20番地	イ 氏名 野浪 幸馬 (77)ア 登記簿記載の住所 幡多郡西土佐村津野川23番地
イ 氏名 樋口 久万次 (56)ア 登記簿記載の住所 幡多郡津大村岩間 6 番屋敷下 1 番戸	イ 氏名 今城 功 (67)ア 登記簿記載の住所 小倉市白銀町18番地	イ 氏名 清水 忠孝 (78)ア 登記簿記載の住所 幡多郡津大村津野川
イ 氏名	イ 氏名 高瀬 勝	イ 氏名 渋谷 清馬 (79)ア 登記簿記載の住所

	四万十市西土佐藤ノ川534番地
イ	氏名
	木戸 敏雄
(80)ア	登記簿記載の住所
	高知市城北町66番地1
イ	氏名
	谷口 剛
(81)ア	登記簿記載の住所
	神奈川県川崎市幸区柳町25番地
イ	氏名
	清水 美定
(82)ア	登記簿記載の住所
	幡多郡西土佐村藤ノ川116番地
イ	氏名
	田辺 利明
(83)ア	登記簿記載の住所
	幡多郡津大村津賀579番地
イ	氏名
	東 芳野
(84)ア	登記簿記載の住所
	幡多郡津大村津賀579番地
イ	氏名
	東 六之助
(85)ア	登記簿記載の住所
	愛媛県宇和島市大浦甲1746番地1
イ	氏名
	松浦 書直
(86)ア	登記簿記載の住所
	四万十市西土佐橋242番地
イ	氏名
	稲田 優香
(87)ア	登記簿記載の住所
	四万十市西土佐用井1110番地31
イ	氏名
	西岡 健三
(88)ア	登記簿記載の住所
	幡多郡西土佐村半家185番地
イ	氏名
	野地 満直
(89)ア	登記簿記載の住所
	幡多郡西土佐村中半493番地
イ	氏名
	土居 金尾
(90)ア	登記簿記載の住所
	大阪市西成区聖天下一丁目11番25号

	イ 氏名
	山本 理
(91)ア	登記簿記載の住所
	四万十市中村桜町76番地1
イ	氏名
	楠 誠
(92)ア	登記簿記載の住所
	愛媛県東宇和郡宇和町大字卯之町二丁目665番地
イ	氏名
	別宮 直由
(93)ア	登記簿記載の住所
	幡多郡十和村古城81番地3
イ	氏名
	麻田 満良
(94)ア	登記簿記載の住所
	幡多郡西土佐村半家674番地
イ	氏名
	永山 久三
(95)ア	登記簿記載の住所
	安芸市黒鳥西5番地
イ	氏名
	永山 茂美
(96)ア	登記簿記載の住所
	幡多郡西土佐村口屋内435番地
イ	氏名
	中川 克夫
(97)ア	登記簿記載の住所
	幡多郡西土佐村奥屋内1197番地
イ	氏名
	篠田 長次
(98)ア	登記簿記載の住所
	幡多郡西土佐村玖木32番地
イ	氏名
	北川 広見
(99)ア	登記簿記載の住所
	中村市弥生町37番地
イ	氏名
	今城 保
(100)ア	登記簿記載の住所
	愛媛県北宇和郡松野町吉野乙245番地
イ	氏名
	正木 郁三郎
2	保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
(1)	指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和41年12月農林省告示第1537号（一及びニに限る。）

(2) 変更後の指定施業要件  
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

**高知県告示第118号**  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その関係図面は、令和5年3月10日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。  
令和5年3月10日  
高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 大久保伊尾木
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸市古井字揚ヶ谷山436番1	前	16.5 }	28
	後	16.5 }	28

**高知県告示第119号**  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その関係図面は、令和5年3月10日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。  
令和5年3月10日  
高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 安芸中インター
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸市土居字ヤカイ588番1から安芸市土居字實前	前	8.6 }	90
	後	85.4	

587番1まで	後	10.9 }	46
		85.4	

**高知県告示第120号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和5年3月10日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月10日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大久保伊尾木
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
安芸市古井字揚ヶ谷山436番1	28	令和5年3月10日

**高知県告示第121号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和5年3月10日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月10日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安芸中インター
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
安芸市土居字ヤカイ588番1から 安芸市土居字實前587番1まで	46	令和5年3月10日

**高知県告示第122号**

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を次のとおり指定することとしたので、同条第3項の規定により告示する。

その関係図面は、令和5年3月10日から2週間高知県土木部道

路課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月10日

高知県知事 濱田 省司

1 指定する道路の路線名及び占用を制限する区域

路線名	占用を制限する区域
国道194号	吾川郡いの町字羽根3042番1地先から 吾川郡いの町桑瀬字マルノヲ212番地先まで
国道195号	南国市小籠字井ノ上735番1地先から 南国市小籠字忠兵衛835番2地先まで
	香美市土佐山田町楠目字下夕屋式436番2地先から 香美市物部町別府字栃谷350番1地先まで
	高知市北久保1601番地先から 香美市土佐山田町字西野溝ノ北833番1地先まで
国道197号	須崎市下分字中島甲262番1地先から 高岡郡構原町上西の川1番地先まで
国道321号	四万十市不破字巾着島2052番21地先から 宿毛市駅東町三丁目104番地先まで
	土佐清水市清水字東谷852番3地先から 土佐清水市旭町5番2地先まで
国道381号	高岡郡四万十町古市町107番3地先から 四万十市西土佐西ヶ方字クルミダバ936番2地先まで
国道439号	長岡郡大豊町西峰字丸荒4151番1地先から 長岡郡大豊町西土居字ナカズ3番5地先まで
	長岡郡大豊町川井字川モ703番2地先から 長岡郡大豊町大滝字落合498番45地先まで

	長岡郡大豊町高須字ミ子タ167番2地先から 吾川郡いの町上八川下分字程野3094番1地先まで
	吾川郡いの町下八川字弘瀬甲470番1ほか地先から 吾川郡仁淀川町河口字イチ井ノキ谷40番1地先まで
	吾川郡仁淀川町大渡字テバシ594番1地先から 高岡郡津野町芳生野字新田甲3890番3地先まで
	高岡郡津野町北川字御堂成路239番1地先から 高岡郡四万十町大正字目白谷1316番118地先まで
	高岡郡四万十町大正字轟崎17番1地先から 四万十市中村京町五丁目19番1地先まで
国道440号	高岡郡構原町永野1098番地先から 高岡郡構原町構原1658番4地先まで
国道441号	四万十市西土佐江川崎字下宮地180番12地先から 四万十市中村字耳切田1716番2地先まで
国道493号	安芸郡奈半利町字芝崎乙5103番地先から 安芸郡北川村柏木字地主敷589番5地先まで
	安芸郡奈半利町字元中ズ乙1324番3地先から 安芸郡東洋町野根字浦漠丙1618番9地先まで
国道494号	吾川郡仁淀川町用居字カミコグラ丁697番1地先から 吾川郡仁淀川町土居字コゴエ乙1番4地先まで

	高岡郡佐川町字東光坊丙1335番3地先から 高岡郡佐川町字保木山乙5262番1地先まで		ら 高知市浦戸字城山817番1地先まで	県道須崎仁ノ	須崎市吾井郷字岩永前乙1747番1地先から 高知市春野町仁ノ字中洲3836番47地先まで
	高岡郡佐川町字永田甲443番2地先から 高岡郡佐川町字サエンバタ甲1249番1地先まで		高知市種崎字塩屋ノ松773番3地先から 香南市赤岡町字廿五代1341番1地先まで	県道中土佐佐賀	高岡郡中土佐町久礼字奥ノ谷101番1地先から 高岡郡中土佐町久礼字二ツ石6782番2地先まで
	高岡郡佐川町東組字サバイダ2630番1地先から 須崎市吾井郷字國末乙878番2地先まで	県道高知本山	高知市北秦泉寺字坂本759番1地先から 土佐郡土佐町土居字伐抜953番1地先まで		幡多郡黒潮町佐賀字五反地251番1地先から 幡多郡黒潮町佐賀字大谷山3538番1地先まで
県道城川禰原	高岡郡禰原町六丁117番2地先から 高岡郡禰原町下西の川432番1地先まで	県道本川大杉	吾川郡いの町葛原字西ノナロ161番1地先から 土佐郡大川村小松字堂ノナロ132番2地先まで	県道足摺岬公園	土佐清水市厚生町556番5地先から 土佐清水市旭町557番2地先まで
県道宿毛津島	宿毛市和田字走り川1206番1地先から 宿毛市橋上町出井字ヲカノ前29番5地先まで		土佐郡大川村小松字堂ノナロ114番18地先から 土佐郡土佐町境字東田537番1地先まで		土佐清水市足摺岬字仲地579番1地先から 土佐清水市足摺岬字東畑880番1地先まで
県道高知伊予三島	高知市本宮町字中山200番地先から 高知市鳥越六月カイ田14番1地先まで	県道窪川船戸	高岡郡四万十町本町136番9地先から 高岡郡四万十町琴平町546番27地先まで	県道宿毛宗呂下川口	土佐清水市宗呂字石原丙2490番1地先から 土佐清水市下川口字前ノ濱1131番72地先まで
	高知市尾立字一本木379番口地先から 高知市鏡今井字中山22番2地先まで		高岡郡四万十町北琴平町852番1地先から 高岡郡四万十町窪川字カケノヒラ1381番4地先まで	県道安芸物部	安芸市港町二丁目645番9地先から 安芸市港町二丁目638番1地先まで
	土佐郡大川村川村船戸字土居242番1地先から 土佐郡大川村小松字堂ノナロ132番2地先まで		高岡郡中土佐町大野見吉野1290番地先から 高岡郡津野町鳥出川字椿之畝5005番1地先まで		安芸市港町二丁目634番1地先から 安芸市土居字溝ノ辺1202番2地先まで
県道宿毛城辺	宿毛市宿毛字駅東町二丁目104番1地先から 宿毛市樺字平ハエ山671番22地先まで	県道土佐清水宿毛	土佐清水市下ノ加江字堂ヶ谷2799番6地先から 宿毛市平田町戸内字東師高瀬1725番1地先まで	県道香北赤岡	香南市野市町中ノ村字普光310番5地先から 香南市赤岡町字一ノ坪1327番1地先まで
県道安田東洋	安芸郡安田町安田字堀川裾1766番5地先から 安芸郡北川村平鍋字アセヒカ段487番12地先まで	県道龍河洞公園	香美市土佐山田町神母ノ木字上舟渡363番1地先から 香南市野市町東野字ソノ丸1059番14地先まで	県道前浜植野	香美市土佐山田町栄町107番3地先から 香美市土佐山田町字長谷川丸162番22地先まで
県道高知空港	南国市物部字島田753番4地先から 南国市久枝字堤ノ外1470番35地先まで				南国市双葉台42番地先から 南国市左右山字上スミゲン104番1地先
県道春野赤岡	高知市春野町仁ノ字中洲3836番47地先か				

	まで		ら 土佐市高岡町字芝甲371番1地先まで		安芸郡東洋町野根字中島丙3392番地先まで
	南国市植野字神母ノ木211番1地先から 南国市植野字カヂヤシキ216番4地先まで		県道窪川中土佐 高岡郡四万十町床鍋字上新開412番2地先から 高岡郡中土佐町大野見吉野2512番地先まで	県道椎名室戸 室戸市室戸岬町字平坪井1910番2地先から 室戸市浮津字古カコ74番8地先まで	
県道土居五台山	南国市里改田字北川154番1地先から 南国市里改田字岩路247番1地先まで		県道高知北環状 高知市一宮南町一丁目3796番1地先から 高知市高須本町404番3地先まで	県道室戸公園 室戸市室津字七之丞畑2280番1地先から 室戸市室津字樋口2860番1地先まで	
県道南国伊野	南国市領石字鳥首21番3地先から 南国市植野字カヂヤシキ219番5地先まで		県道南国インター 南国市領石字ヒヨデン233番3地先から 南国市左右山字東タヤスバ43番2地先まで	県道奈半利港 安芸郡奈半利町字水門乙4924番1地先から 安芸郡奈半利町字西川原乙4838番1地先まで	
	高知市土佐山字松ノ元144番4地先から 高知市鏡今井字中山22番2地先まで		南国市左右山字スミデン92番2地先から 南国市東崎字八幡田469番地先まで	県道西谷田野 安芸郡田野町字西立岡117番1地先から 安芸郡田野町字椽ノ下1481番5地先まで	
県道桂浜はりまや	高知市長浜字若宮6598番1地先から 高知市長浜字若宮6598番4地先まで		南国市大埴字亀田乙1258番1地先から 南国市里改田字北川161番1地先まで	県道大久保伊尾木 安芸市伊尾木字杉ノ下1561番5地先から 安芸市伊尾木字中村270番1地先まで	
県道桂浜室永	高知市仁井田字新地3345番1地先から 高知市仁井田字西ノ野218番1地先まで		南国市里改田字岩路247番1地先から 南国市浜改田字掛桶1201番1地先まで	県道宮ノ上川北 安芸市川北字豊岡甲5681番地先から 安芸市川北字千如嶋甲1826番1地先まで	
	高知市仁井田字朝日ヶ丘4570番1地先から 高知市弘化台107番地先まで	県道夜須物部 香南市夜須町坪井字中町337番1地先から 香南市夜須町坪井字上樋田150番1地先まで		県道羽尾琴浜 安芸郡芸西村和食字西入野甲2927番1地先から 安芸郡芸西村和食字橋ノ本甲306番5地先まで	
県道高知南環状	吾川郡いの町幸町37番1地先から 高知市長浜字中沢1052番1地先まで	県道土佐佐川 高岡郡佐川町永野字是岡1705番2地先から 高岡郡佐川町字目細甲1106番1地先まで		県道奥西川岸本 香南市香我美町上分字イノシリ1791番2地先から 香南市香我美町岸本字ヤノ丸995番地先まで	
	高知市長浜字クボ田990番1地先から 高知市瀬戸西町三丁目9番1地先まで	県道魚梁瀬公園 安芸郡馬路村魚梁瀬字丸山10番23地先から 安芸郡北川村久木字久木山921番3地先まで		県道山北岸本停車場 香南市香我美町徳王子字花宴325番1地先から 香南市香我美町岸本字ヌノ丸325番1地先まで	
	高知市長浜字番匠給1624番4地先から 高知市長浜字両井1592番1地先まで	県道大方大正 幡多郡黒潮町上川口字ウツシリ山1650番1地先から 幡多郡黒潮町上川口字上チウタ54番1地先まで		香南市香我美町下分字中嶋689番2地先から 香南市香我美町下分字鳴子3325番地先まで	
	高知市長浜字赤松本2294番2地先から 高知市北竹島町516番1地先まで	県道船津野根 安芸郡東洋町野根字中島丙3388番地先から		香南市香我美町上分字貞数1737番1地先	
県道高知春野	高知市上町五丁目105番1地先から 高知市城山町字白木26番3地先まで				
県道土佐伊野	土佐市高岡町字淵岩乙10番2地先から 土佐市高岡町字淵岩乙9番5地先まで				
	土佐市宇佐町字佐字引地1889番2地先か				

	から 香南市野市町中ノ村字普光310番5地先 まで		県道磯谷本山 長岡郡本山町本山字帰全山2133番1地先 から 長岡郡本山町本山字長古味530番1地先 まで		高岡郡越知町越知字中屋敷甲1576番2地 先まで
県道山川野市	香南市香我美町徳王子字花宴325番1地 先から 香南市香我美町徳王子字紅葉賀192番2 地先まで		県道大川土佐 土佐郡土佐町境字東田537番1地先から 土佐郡土佐町土居字陳ノ内281番1地先 まで		高岡郡佐川町字岩谷乙4048番1地先から 高岡郡佐川町庄田字大西642番1地先ま で
	香南市野市町東野字ソノ丸555番18地先 から 香南市野市町東野字ソノ丸991番1地先 まで		県道弘瀬高知 高知市大膳町23番地先から 高知市上町二丁目70番地先まで		県道柳瀬越知 高岡郡佐川町黒原字長田屋敷3158番2地 先から 高岡郡佐川町黒原字林ノ下2345番1地先 まで
県道土佐山田野市	香美市土佐山田町岩積字竹ノツゴ337番 6地先から 香南市野市町西野字リノ丸637番4地先 まで		県道梅ノ辻朝倉 高知市鴨部二丁目1461番8地先から 高知市鴨部高町137番1地先まで		県道片岡庄田 高岡郡佐川町黒原字成谷屋敷3161番1地 先から 高岡郡佐川町庄田字大西628番1地先ま で
県道遠崎野市	香南市野市町西野字ヲノ丸1899番5地先 から 香南市野市町西野字ヲノ丸1992番3地先 まで		県道弘岡下種崎 高知市春野町弘岡下字永末2657番3地先 から 高知市春野町西分字ギワ谷14番地先まで		県道長者佐川 高岡郡佐川町本郷字木ノ下屋敷1863番7 地先から 高岡郡佐川町字中川原乙1296番1地先ま で
県道仁井田竹中	高知市池字堀越1426番4地先から 高知市池字中黒坪1951番地先まで		県道野見港 須崎市桐間南205番地先から 須崎市西崎町324番地先まで		高岡郡佐川町字戸梶乙1839番22地先から 高岡郡佐川町字久万田甲1688番3地先ま で
県道栗山大津	南国市十市字上浜田2668番5地先から 南国市緑ヶ丘一丁目1106番地先まで		県道谷地日下停車場 高岡郡日高村沖名字ビヤ首12番1地先か ら 高岡郡日高村下分字桑ヶ淵171番1地先 まで		県道本郷斗賀野停 車場 高岡郡佐川町本郷字高平2405番6地先か ら 高岡郡佐川町字曲り道乙251番3地先ま で
県道後免中島高知	高知市比島町三丁目2015番1地先から 高知市桜井町一丁目274番地先まで		県道西佐川停車場 高岡郡佐川町字下津賀乙1916番6地先か ら 高岡郡佐川町字古市乙2158番87地先まで		県道須崎停車場 須崎市新町一丁目216番地先から 須崎市池ノ内字池ノ内1130番1地先まで
県道土佐一宮停車場一宮	高知市一宮東町一丁目1487番1地先から 高知市一宮中町三丁目1722番7地先まで		県道岩目地西佐川 停車場 高岡郡佐川町字岩谷乙4047番1地先から 高岡郡佐川町字玉割乙1936番6地先まで		県道奈路土佐久礼 停車場 高岡郡中土佐町大野見吉野1290番地先か ら 高岡郡中土佐町大野見吉野190番地先ま で
県道久礼田笠ノ川	南国市岡豊町笠ノ川字在原48番1地先か ら 南国市岡豊町笠ノ川字島屋敷260番1地 先まで		高岡郡日高村岩目地字流田664番5地先 から 高岡郡日高村岩目地字六所ノ前40番10地 先まで		県道上ノ加江窪川 高岡郡四万十町見付字大切902番1地先 から 高岡郡四万十町古市町18番1地先まで
県道大田口停車場	長岡郡大豊町船戸字久保田62番2地先か ら 長岡郡大豊町寺内字ヒラキ1120番4地先 まで		県道下山越知 高岡郡越知町越知字中屋敷甲1555番4地 先から		県道出口古津賀 幡多郡黒潮町出口字土橋746番1地先か ら

	四万十市古津賀字大澤2268番1地先まで
県道宗呂中村	幡多郡三原村宮ノ川字ゴンソヲノ1256番2地先から 幡多郡三原村宮ノ川字大ダバ1009番22地先まで
	四万十市間字中島189番1地先から 四万十市国見字白土532番3地先まで
県道中村下ノ加江	四万十市中村大橋通四丁目30番地先から 四万十市中村大橋通四丁目15番地先まで
県道足摺公園	土佐清水市足摺岬字東畑879番1地先から 土佐清水市厚生町14番1地先まで
県道橋上平田	宿毛市山奈町芳奈字ハイノ木山4024番40地先から 宿毛市平田町戸内字東芳奈口1968番3地先まで
県道片島港	宿毛市宿毛字大車田1335番2地先から 宿毛市片島493番地先まで
県道沖ノ島循環	宿毛市沖の島町母島宇古屋ノ道1276番4地先から 宿毛市沖の島町弘瀬字新弘瀬454番1地先まで
県道南国野市	南国市大桶字西屋敷甲372番2地先から 南国市立田字寺前632番8地先まで
県道高知港	高知市棧橋通六丁目39番地先から 高知市棧橋通六丁目39番地先まで
県道間宮ノ口	香美市土佐山田町影山字東土居419番1地先から 香美市土佐山田町テクノパーク3番地先まで
県道高知南国	高知市南御座1201番地先から 高知市南御座1001番1地先まで
	高知市南久保408番地先から

	高知市大津字田村乙1849番4地先まで
	高知市大津字木ノ下甲571番15地先から 高知市大津字立場甲404番1地先まで
	高知市大津字立場甲398番1地先から 南国市小籠字井ノ上735番1地先まで
県道なんこく南インター	南国市伊達野字西山添653番1地先から 高知市介良字野神甲733番1地先まで
県道高知南インター	高知市高須新町三丁目1123番3地先から 高知市仁井田字長野3893番1地先まで
	高知市五台山字五郎右衛門井表470番1地先から 高知市五台山字北タナスカ5015番1地先まで
県道北本町領石	高知市一宮字藤ヶ原2730番1地先から 南国市領石字鳥首21番1まで
県道朝倉伊野	高知市朝倉字野津古谷丙1950番1地先から 吾川郡いの町枝川字椋2284番1地先まで
県道四万十町東インター	高岡郡四万十町影野字小峯山720番3地先から 高岡郡四万十町影野字岡屋敷557番1地先まで
県道吾井郷下分線	須崎市吾井郷字常貞乙1016番1地先から 須崎市池ノ内字小池55番1地先まで
県道安芸中インター	安芸市土居字實前587番1地先から 安芸市幸町347番1地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日前に占用を認められた電柱の更新又は移設による場合を除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した

場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和5年4月1日

高知県告示第123号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき指定した道路の占用を制限する区域を解除することとしたので、次のとおり告示する。

その関係図面は、令和5年3月10日から2週間高知県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月10日

高知県知事 濱田 省司

1 占用の制限を解除する道路の路線名及び指定区域

路線名	指定区域
国道195号	南国市篠原字東野1780番2地先から 南国市後免町一丁目145番9地先まで
	香美市土佐山田町字西臼井2284番1地先から 香美市土佐山田町栄町124番地先まで
	南国市駅前町二丁目1572番12地先から 南国市東崎字西天神田931番地先まで
国道439号	四万十市駅前町371番地先から 四万十市駅前町287番地先まで
国道441号	四万十市中村京町五丁目18番地先から 四万十市中村京町五丁目1番2地先まで
県道前浜植野	香美市土佐山田町中野字坂西725番4地先から 香美市土佐山田町字秋月丸593番6地先まで
県道桂浜はりまや	高知市棧橋通五丁目2番6地先から 高知市棧橋通五丁目15番1地先まで
	高知市瀬戸一丁目243番10地先から 高知市横浜字北添196番4地先まで
県道高知土佐	高知市曙町一丁目463番地先から 高知市曙町一丁目462番2地先まで

県道高知北環状	高知市本宮町字中山200番地先から 高知市塚ノ原字塚原80番1地先まで
県道南国インター	南国市東崎字小栗田950番3地先から 南国市後免町一丁目146番1地先まで
	南国市後免町一丁目163番6地先から 南国市後免町字南田272番3地先まで
県道南国野市	南国市後免町一丁目146番1地先から 南国市後免町字南田272番1地先まで
県道高知港	高知市棧橋通六丁目1番2地先から 高知市棧橋通六丁目50番20地先まで
県道北本町領石	高知市北金田1107番地先から 高知市一宮西町一丁目96番17地先まで

- 2 占用の制限を解除する占用物件  
新たに地上に設ける電柱
- 3 占用の制限を解除する理由  
災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認められなくなったため。
- 4 占用の制限を解除する期日  
令和5年4月1日

-----  
**公 告**  
-----

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定に基づき農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和5年3月10日

高知県知事 濱田 省司

- 1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積
南国市岡豊町小籠字熊野丸425番ロ	田	882㎡
南国市岡豊町小籠字熊野丸425番ハ	田	26㎡
南国市岡豊町小籠字熊野丸426番	田	148㎡

南国市岡豊町小籠字熊野丸427番	田	142㎡
------------------	---	------

- 2 申請に係る農地の利用の現況  
農地法第33条第1項に規定する耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実に認められるものとして農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第78条第1号イに掲げる農地に該当する。
- 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細  
農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による知事の裁定後に、農地中間管理機構から借受希望者に当該農地を貸し付ける。
- 4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	利用権の存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和5年6月1日	5年	47,920円

- 5 意見書の提出  
申請に係る農地の所有者等（農地法第32条第1項に規定する所有者等をいう。）は、次に掲げるところにより知事に対して意見書を提出することができる。
  - (1) 意見書の提出期限  
令和5年3月24日
  - (2) 意見書の提出先  
高知県農業振興部農業担い手支援課
  - (3) 意見書において明らかにすべき事項
    - ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
    - イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
    - ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
    - エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
    - オ 意見の趣旨及びその理由
    - カ その他参考となるべき事項

-----  
**公安委員会告示**  
-----

**高知県公安委員会告示第3号**

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和5年3月10日

高知県公安委員会委員長 古谷 純代

- 1 講習に係る警備業務の区分、種別、実施期日及び実施場所
  - (1) 警備業務の区分  
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号業務」という。）
  - (2) 種別
    - ア 法第22条第2項の警備員指導教育責任者資格者証及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
    - イ 講習規則第6条第1項の講習（以下「追加取得講習」という。）
  - (3) 実施期日
    - ア 新規取得講習  
令和5年5月23日（火）から同年6月1日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の8日間
    - イ 追加取得講習  
令和5年5月29日（月）から同年6月1日までの4日間
  - (4) 実施場所  
吾川郡いの町天王北一丁目14番地  
高知県立高知青少年の家
- 2 受講者定員  
受講者定員は、次のとおりとする。ただし、次のいずれかの種別の講習が定員に満たない場合は、一方の定員を増員する。
  - (1) 新規取得講習 25人
  - (2) 追加取得講習 5人
- 3 受講資格者
  - (1) 新規取得講習  
受講申込み時において、次のいずれかに該当する者とする。
    - ア 最近5年間に1号業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
    - イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
  - ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該

<p>合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの</p> <p>エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者</p> <p>オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上1号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの</p> <p>(2) 追加取得講習 受講申込み時において、1号業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するものとする。</p> <p>4 受講希望の事前申込み及び受講予定者の確定方法</p> <p>(1) 受講希望の事前申込方法</p> <p>ア 新規取得講習又は追加取得講習の受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、県内の各警察署又は一般社団法人高知県警備業協会（高知市本町二丁目3番31号L Sビル3階。以下「高知県警備業協会」という。）で交付する警備員指導教育責任者講習FAX申込書（以下「申込書」という。）により事前申込みを行うこと。</p> <p>イ 申込書の受付は、高知県警備業協会に設置するファクシミリ（ファクシミリ番号088-871-4760）により行う。</p> <p>ウ 申込みは、1通につき1名とし、1回の送信での受付は、1通のみとする。</p> <p>(2) 事前申込みの受付期間</p> <p>ア 令和5年4月17日（月）及び18日（火）の午前9時から午後4時までの間とする。</p> <p>イ 受付時間外に受信した申込書は、無効とする。 なお、受信時間の確認は、申込書の受付に使用するファクシミリの表示時間によって行う。</p> <p>(3) 受講予定者の確定方法</p> <p>ア 受講予定者の確定方法は、申込書の先着順とする。</p> <p>イ 受講予定者に確定した受講希望者には、令和5年4月19日（水）に、高知県警備業協会が電話により確定通知を行う。</p> <p>ウ 確定通知を受けた受講希望者は、高知県警備業協会において、警備員指導教育責任者講習受講希望申込確認書（以下「受講申込確認書」という。）の交付を受けること。</p> <p>5 受講申込手続 受講申込確認書の交付を受けた者は、次のとおり受講申込みの手続を行うこと。</p>	<p>(1) 受講申込書等の提出期間 令和5年4月24日（月）から同月26日（水）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。 なお、提出期間内に受講申込みの手続を行わなかった場合は、受講予定者に確定していることを無効とする。</p> <p>(2) 受講申込書等の提出先 高知県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署とし、高知県外に住所を有する者にあつては高知県内の最寄りの警察署とする。</p> <p>(3) 提出書類</p> <p>ア 受講申込書（講習規則第4条第1項に規定する別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入の上、受講申込みの手続を行う者の写真（受講申込書の提出前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真）を貼り付けたもの） 1通</p> <p>イ 3の受講資格者に該当することを疎明する次の書面 1通</p> <p>(ア) 3の(1)のイに該当する者にあつては、1号業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書</p> <p>(イ) 3の(1)のウに該当する者にあつては、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 3の(1)のウに該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>(エ) 3の(1)のウに該当する者にあつては、旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「合格証」という。）の写し</p> <p>(オ) 3の(1)のウに該当する者にあつては、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ウ 追加取得講習を受講しようとする者にあつては、交付を受けている資格者証等の写し 1通</p> <p>エ 受講申込確認書 1通</p> <p>(4) 受講申込書等の提出方法 受講申込書等の提出は、講習を受講しようとする者が直接行うこと。 なお、郵送又は代理人による提出は、認めない。</p> <p>6 受講手数料の額並びに納付の時期及び方法 講習を受講しようとする者は、受講手数料として、新規取得講習にあつては47,000円、追加取得講習にあつては23,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付すること。 なお、納付された受講手数料は、返還しない。</p> <p>7 講習の委託 講習は、高知県警備業協会に委託して実施する。</p>	<p>8 講習に関する問い合わせ先</p> <p>(1) 高知県警備業協会（電話番号088-824-3404）</p> <p>(2) 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備担当係</p> <p><b>高知県公安委員会告示第4号</b> 警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。 令和5年3月10日 高知県公安委員会委員長 古谷 純代</p> <p>1 検定を実施する警備業務の種別及び級 施設警備業務 2級</p> <p>2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所</p> <p>(1) 検定の実施日及び開始時間 令和5年6月7日（水）午前9時</p> <p>(2) 検定の実施場所 高知市春野町芳原2485番地 高知県立春野総合運動公園陸上競技場</p> <p>3 検定の実施予定人員 30人</p> <p>4 受検資格者 高知県内に住所を有する者（以下「県内に住所を有する者」という。）又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員（以下「県外に住所を有する警備員」という。）とする。</p> <p>5 検定の方法 学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。</p> <p>(1) 学科試験</p> <p>ア 警備業務に関する基本的な事項</p> <p>イ 法令に関すること。</p> <p>ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。</p> <p>エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>(2) 実技試験</p> <p>ア 警備業務対象施設における保安に関すること。</p> <p>イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>6 検定の申請手続 検定を受けようとする者は、次のとおり検定の申請手続を行うこと。</p> <p>(1) 検定の申請の受付期間 令和5年4月24日（月）から同月28日（金）までの午前</p>
--	---	---

8時30分から午後5時までの間とする。

(2) 検定申請書等の提出方法  
 検定申請書等は、県内に住所を有する者にあつては住所を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあつてはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。  
 なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。

(3) 提出書類等  
 ア 検定申請書 1通  
 イ 県内に住所を有する者にあつては住所を疎明する書面、県外に住所を有する警備員にあつては当該営業所に属することを疎明する書面 1通（現に警備員であつて、住所地及びその属する営業所の所在地の両方を高知県内に有するものにあつては、いずれも提出することを要しない。）  
 ウ 写真（検定の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2枚

(4) 受検対象者の確定方法  
 受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定の申請の受付を締め切る。

(5) 受検票の交付  
 受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書等を受理した警察署において受検票を交付する。

7 検定手数料の額並びに納付の時期及び方法  
 検定を受けようとする者は、検定手数料として、16,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。  
 なお、納付された検定手数料は、返還しない。

8 検定の実施に関し必要な事項  
 (1) 受検時の服装  
 警備員にあつては制服とし、その他の者にあつては実技試験を受けられる服装とすること。  
 (2) 持参品  
 ア 受検票  
 イ 筆記用具  
 ウ 帽子（制服で使用している帽子、ヘルメット等）又は運動帽  
 エ 昼食（学科試験に合格した場合に必要なもの。）

9 検定の実施に関する問い合わせ先  
 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備係担当係

-----  
 入 札 公 告  
 -----

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。  
 令和5年3月10日  
 高知県警察本部長 江口 寛章

1 入札に付する事項  
 (1) 借入物品の名称及び数量  
 高知県警察本部交通管制システム上位装置 一式  
 (2) 借入物品の特質等  
 入札説明書による。  
 (3) 借入物品の借入期間  
 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで  
 (4) 借入物品の借入場所  
 高知県警察本部交通部交通規制課交通管制センター  
 (5) 入札方法  
 ア 入札金額は、この入札公告に示した借入物品の借入期間の賃貸借料の月額を入札書に記載すること。  
 イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格  
 次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。  
 (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。  
 (2) 高知県における「令和3～令和5年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。  
 (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。  
 (4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、令和3年度から令和5年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（令和2年10月高知県告示第810号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定

により入札参加資格の取消しを受けていない者であること又は告示第1の2の(9)に該当しない者であること。

(5) 入札説明書に示した借入物品の要求仕様に合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明し、かつ、契約を完全に履行する業務の実施体制及び能力を備えている者であること。  
 (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。  
 (7) (1)から(6)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

3 契約条項を示す場所等  
 (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
 郵便番号780-8544  
 高知市丸ノ内二丁目4番30号  
 高知県警察本部警務部装備施設課管財係  
 電話番号088-826-0110（内線2263）  
 (2) 入札説明書の交付方法  
 令和5年3月10日（金）から同年4月11日（火）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。  
 (3) 入札事前説明会の日時及び場所  
 ア 日時  
 令和5年3月29日（水）午後2時  
 イ 場所  
 高知市丸ノ内二丁目4番30号 高知県警察本部4階403会議室  
 (4) 入札及び開札の日時及び場所  
 ア 日時  
 令和5年5月19日（金）午前11時  
 郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和5年5月17日（水）午後5時までに(1)の入札説明書の交付場所に必着すること。  
 イ 場所  
 高知市丸ノ内二丁目4番30号 高知県警察本部4階403会議室

4 その他  
 (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
 日本語及び日本国通貨  
 (2) 入札保証金及び契約保証金  
 高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定に

<p>よる。</p> <p>(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した借入物品の機能等証明書及び借入物品を納入することができることを証明する書類を令和5年4月11日午後5時までに3の(1)の入札説明書の交付場所に提出しなければならない。また、開札の日までの間において、高知県警察本部長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者の決定方法等 規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。</p> <p>(6) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(7) 契約書作成の要否 要</p> <p>(8) 資格審査に関する事項 2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、令和5年3月31日（金）午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。 なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。</p> <p>(9) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)に同じ。</p> <p>(10) 調達手続の停止等 令和5年度高知県一般会計予算が議決されなかった場合（修正されて議決された場合を含む。）は、本件調達手続の停止等を行うことがある。</p> <p>(11) 詳細は、入札説明書による。</p>	<p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be leased: Traffic control system central computer for the Kochi Prefectural Police Headquarters 1 set</p> <p>(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Tuesday 11 April 2023</p> <p>(3) Date and time for tender (by hand): 11:00 A.M. on Friday 19 May 2023</p> <p>(4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive at the division noted in (5) by 5:00 P.M. on Wednesday 17 May 2023</p> <p>(5) Contact: Equipment and Facilities Division, Department of Police Administration, Kochi Prefectural Police Headquarters, 2-4-30 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8544 Tel: 088-826-0110 (ext. 2263)</p> <p>(6) Others: As in the tender documentation</p>	
--	--	--